



557

D27

様式44

令和 4 年 12 月 7 日

三重県知事

あて

医療法人住所

鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

医療法人の名称

医療法人社団 中世古眼科

理事長 中世古 一

電話 0599 (25) 5004

決 算 届

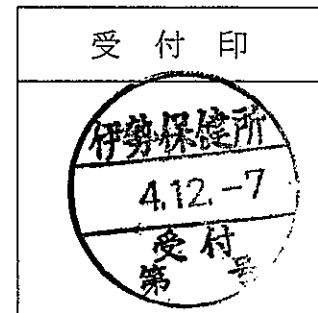
令和3年10月1日から令和4年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部ずつを提出してください。
(医療法施行規則第33条の2第1項)



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 中世古眼科
① 出資持分あり 社団
② その他
③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鳥羽市鳥羽1丁目5番5号
- (3) 設立認可年月日 平成元年8月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年8月30日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類 診療所

施設の名称 中世古眼科

開設場所 三重県鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年11月28日	令和2年度決算の決定
令和 3年11月28日	役員変更理事長重任の承諾
令和 4年 9月30日	令和4年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 中世古眼科

※医療法人整理番号 027

所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

財 産 目 録
令和 4 年 9 月 3 0 日現在

1. 資 産 額	354,752 千円
2. 負 債 額	4,317 千円
3. 純 資 産 額	350,435 千円

(内 訳) (単位 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	256,387
B 固 定 資 産	98,365
C 資 産 合 計 (A + B)	354,752
D 負 債 合 計	4,317
E 純 資 産 (C - D)	350,435

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人社団 中世古眼科

※医療法人整理番号 027

所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

貸借対照表
(令和 4 年 9 月 3 0 日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	256,387	I 流 動 負 債	4,317
II 固 定 資 産	98,365		
1 有 形 固 定 資 産	26,935	負 債 合 計	4,317
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 投 資 そ の 他 の 資 産	71,429	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	340,435
		1 利 益 準 備 金	2,500
		2 そ の 他 利 益 剰 余 金	337,935
		純 資 産 合 計	350,435
資 産 合 計	354,752	負 債 ・ 純 資 産 合 計	354,752

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 中世古眼科

※医療法人整理番号 027

所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年10月1日 至 令和 4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	88,408
2 事業費用	74,437
本来業務事業利益	13,971
事業利益	13,971
II 事業外収益	2,219
経常利益	16,190
III 特別利益	130
IV 特別損失	0
税引前当期純利益	16,320
法人税等	3,545
当期純利益	12,775

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 中世古眼科
理事長 中世古 一 殿

私は、医療法人社団 中世古眼科の令和3年会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 11 月 20 日

医療法人社団 中世古眼科

監事 中世古 浩子